

ドラムサークルファシリテーター協会規約

第一章 総則

【名称】

第1条 本協会はドラムサークルファシリテーター協会と称する。

英文名 Drum Circle Facilitators Association とし、略名を D C F A とする。

【事務所】

第2条 本協会は、事務所を東京都港区北青山 2-7-26 Landwork 青山ビルの2階 CROSS COOP 内に置く。

第二章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は、ドラムサークルの普及、発展に寄与し、会員相互のコミュニケーションを図り、それを持って社会に貢献する活動を行うことを目的とする。

【事業】

第4条 本協会は、前条の目的を達成する為に次に掲げる事業を行う。

- (1) ドラムサークルファシリテーター活動の支援と協力
- (2) ドラムサークルファシリテーター技能向上の為の研修
- (3) スティミュレイティブ・ファシリテーター (SF) 育成と認定
- (4) ドラムサークル各種企画制作・催事
- (5) ドラムサークルファシリテーター協会の出版物・著作物の管理
- (6) ドラムサークルを通じての国際交流
- (7) 会員相互の情報交換や親睦の機会の提供
- (8) その他、本協会の目的に必要な事項

第三章 会員

【種別】

第5条 この協会の会員は、日本国内に在住する者により構成され、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員、この協会の趣旨に賛同して入会し活動する個人とする。

3 賛助会員は、この協会の活動趣旨に賛同し、サポートする個人又は団体とする。

【入会】

第6条 この協会の会員になろうとするものは、指定された入会申込書により協会に提出し、年会費払込をもって会員資格を有するものとする。

2 理事長は、正当な理由があり入会を認めない場合は、速やかに理由を記した書面をもって、本人にその旨を通知するものとする。

【会費】

第7条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、総会の議決を経て別に定める。

3 本協会に納入された会費の返還を求めることは出来ない。

【会員の資格の喪失】

第8条 会員が資格を喪失するのは次のとおりである。

- (1) 退会届けを提出した時
- (2) 本人が死亡した時、会員である団体が消滅した時
- (3) 会費を滞納した時
- (4) 除名された時

【退会】

第9条 この協会を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会できる。

【除名】

第10条 会員がこの協会の信用を著しく傷つけ、または目的に反する行為をした時は、理事会の審議を経て、除名することが出来る。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第四章 役員

第11条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上13名以内
- (2) 会計 1名
- (3) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1人を会計理事とする。

3 理事会が必要とした場合にオフィシャルアドバイザーを選任し、総会議決を得て置くことが出来る。

【選任及び解任等】

第12条 理事及び監事は理事会によって推薦され、総会により承認される。

2 理事長、副理事長、会計理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員及び役員補佐が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経てその役員を解任することができる。ただし解任を審議する理事会には解任される役員を招き弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 病気や怪我等によって心身が衰弱し職務の継続が難しいと認められるとき。
- (2) 生活環境の著しい変化などで明らかに職務の遂行が難しいと認められるとき。
- (3) 役員としての義務違反や役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

【職務】

第13条 理事長は、この協会を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が業務執行不可能になったときは、その職務を代行する。

3 会計理事は、この協会の会計事務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、規約及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

5 監事は、この協会の業務及び会計の状況を監査する。

【任期】

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、1項の規定に関らず後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 任期中の役員に欠員が生じたときは、理事会推薦によりその後任者を新たに選任することができる。

【報酬】

第15条 役員には、その職務を遂行する為に要した費用を支払うことができる。

2 前項に関し必要な事項は理事会の承認を必要とし、次年度総会にて報告の義務を有する。

【事務局】

第16条 この協会の事務処理を行う為に事務局を設け、事務局長その他の事務局員を置き、理事会の議決を以て理事長が任命する。

第五章 総会

第17条 この協会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、この協会の最高議決機関である。

2 定期総会は毎年1回開催し、毎年4月末までに開催する。

3 臨時総会は理事会が必要と認め召集の請求をした時に、理事長が召集する。

4 正会員の5分の1以上から、会議目的事項を記載した書面を以て召集請求があった時は、理事長はその日から2ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 監事から、職務上必要がある場合には総会を招集出来る。

6 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て一ヶ月前までに通知しなければならない。

【構成】

第18条 総会は正会員をもって構成する。

【議決事項】

第19条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算、並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任、解任、職務、報酬
- (6) 会費、その他の収入、支出に関する規定（主催事業における内部謝礼規定、実費弁償規定等含む）
- (7) その他運営に関する重要事項

【議長】

第20条 総会議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

【定足数及び議決、表決権等】

第21条 総会は正会員数の2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。

2 可否半数の場合は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により総会欠席の正会員は、あらかじめ通知された事項について書面にて表決、又は他の正会員を代理人として表決を一任することが出来る。この場合は、総会に出席したものとみなす。

【議事録】

第22条 総会議事録については、日時、場所、正会員数及び出席者数（書面表決者、委任者数）、審議事項、議事経過の概要と議決の結果を記載した議事録を作成し、総会の報告を会員に行う。

第六章 理事会

【構成】

第23条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることが出来る。

【議決事項】

第24条 理事会は、この規約で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会にて議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない協会の活動の執行に関する事項

【開催】

第25条 理事会は次の各号に該当する時に開催する。

- 2 定例理事会の他、理事長が必要と認めた時。
- 3 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面による請求があった時。
- 4 監事から召集請求があった時。

【議長及び議決】

第26条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数の時には議長の決するところによる。
- 3 やむを得ず出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決できる。
- 4 前項の場合は、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることが出来ない。
- 6 理事会の議事については、日時、場所、出席者氏名、審議事項と議事経過の概要及び議決結果等を記載した議事録を作成しなければならない。

第七章 資産及び会計

【資産の構成】

第27条 この協会の資産は次の各号に掲げるものを以て構成する。

- (1) 本規約成立時に財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) 事業に伴う収入（事業、催事、物販、著作権等）
- (5) その他の収入

【資産及び会計管理】

第28条 この協会の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を以て定める。

2 この協会の会計は理事長が指揮し、金銭及び帳簿類は会計理事の責任において管理する。

【事業計画及び予算】

第29条 この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の審議の上、総会の議決を得なければならない。

【事業年度】

第30条 この協会事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【解散】

第31条 この協会を解散するときは、総会の議決を必要とし、解散時の理事を以て精算人とする。

第十章 雑則

【細則】

第32条 この規約施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

【附則】

1 この協会の会費は、第7条2項の規定に関らず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員（個人）	10,000円
	賛助会員（個人・団体）	20,000円以上
	学生会員（個人）	2,000円

学生とは義務教育終了後の学生証を有する者とする。

2 年会費の入金期限を5月31日とし、その時点で入金のない場合は退会とみなす。

SF資格保持者の入金がない場合、保持者はその資格を失効する。

3 この協会が日本国内で主催する催事に招聘する客員講師は、原則、当該催事以外の事業に関わることはできない。

但し、理事会、当該催事協力企業・団体が承認する場合はこの限りでない。

2011年4月1日施行

2012年4月1日改訂

2015年4月11日再改訂

2016年4月16日再々改訂

2017年4月15日再々々改訂